

大隅観光・特産品PR事業（観光・特産品フェア開催事業）業務委託仕様書

1 事業の目的

鹿児島県大隅地域（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町）は、豊かな自然に恵まれ、佐多岬や雄川の滝など景勝地も多く、また、「和牛日本一」に輝いた肉用牛や、豚、カンパチ、ブリ、ウナギ、茶など多彩な農林水産物やこれらを生かした特産品が生産されているが、域外での認知度向上に課題がある。

このため、当県の東の玄関口である志布志市の「志布志港」と関西最大の都市である大阪市の「大阪南港」を結ぶ「フェリーさんふらわあ」航路を有する地の利を生かし、関西において、観光・特産品のPRを実施することにより、大隅地域の認知度向上につなげる。

2 履行期限

令和9年3月12日（金）

3 委託業務内容

(1) 小売店、飲食店等におけるフェアの企画・実施運営

小売店（百貨店、スーパー等）、飲食店（レストラン等）など集客、売上が期待できる店舗において、大隅地域の特産品等をPRするフェアを実施すること。

ア 実施時期

令和8年11月から令和9年2月までのうち、1週間から2週間程度の実施とすること。なお、2週間以上の実施とする企画の提案を妨げるものではない。

イ 実施回数等

上記「実施時期」において、1回以上実施すること。なお、最低1回は、関西（京阪神地域）で実施すること。

ウ 実施会場等

- (ア) 過去の類似のフェア等の集客や売上実績等を考慮の上、効果的な会場を選定・確保すること。
- (イ) フェア実施期間中の会場運営は、受託者が直接または受託者の管理の下、実施店舗が行い、委託者及び出品者等関係事業者が不在であっても実施が可能な体制とすること。
- (ウ) フェア実施店舗との調整、資機材の確保、その他フェア実施に必要な準備は受託者が行うこと。

エ 使用商材等

フェアで使用（販売）する商材等については、委託者及び実施店舗と調整の上、選定すること。

なお、商材等の調達（仕入れ）は、受託者が直接または受託者と調整の上、実施店舗が行うものとし、原則、有償とすること。

また、出品に当たり、販売手数料等が発生する場合は、事前に委託者と協議すること。

オ 広報宣伝等

大隅地域の認知度向上、フェア来場者や売上の増加等を図るため、効果的な広報宣伝、販売促進等の方策を企画、実施すること。

(2) (1)のフェアと連動した集客イベントの企画・実施運営

(1)のフェア実施期間中に、観光PR、特産品の対面販売等の集客イベントを実施すること。

ア 実施時期等

フェアの実施期間中の2日間程度、1回以上実施すること。

イ 実施会場等

(ア) 過去の類似のイベント等の集客や売上実績等を考慮の上、効果的な会場を選定すること。また、フェアへの誘客等の波及効果が期待できる会場とすること。

(イ) 会場管理者やイベント出演者等との調整、会場の確保・設営・撤去（什器等の資機材を含む）、その他イベント実施に必要な手配は受託者が行うこと。

ウ イベントにおいて、特産品等の販売を実施する場合の取り扱いは、下記(ア)から(オ)によるものとする。

(ア) 出品事業者は、フェア参画（出品）事業者等から委託者と協議の上、選定する。なお、商品の発注、発送確認など出品事業者との調整は受託者が行うこと。

(イ) 商品の管理は受託者が行うこと。また、販売に当たり、保健所、税務署等の許可等が必要な場合の申請等の手配は受託者が行うこと。

(ウ) 商品の会計業務は受託者が一括で行い、イベント終了後の出品事業者への売上金の授受についても受託者が行うこと。

(エ) 商品の決済方法は、キャッシュレス決済も使用可能とし、決済手数料やレジ業務に係る人件費等は委託費に含め計上すること。

(オ) 出品事業者から販売手数料等は徴しないこと。

エ 広報について

大隅地域の認知度向上、イベント来場者の増加等を図るため、効果的な広報宣伝の方策を企画、実施すること。

(3) 留意事項

ア フェアの実施に当たっては、一過性ではなく、事業終了後も実施店舗との取引継続が期待できる企画とすること。

イ フェア及びイベントの実施に当たっては、小規模事業者の参画に配慮した企画とすること。

ウ フェアにおける商材の仕入れ等に当たっては、別途実施する「大隅観光・特産品PR事業（商談会等開催事業）」との連携を図ること。

4 事業完了の報告及び成果の報告

全ての業務終了後、令和9年3月12日（金）までに事業完了報告書を提出すること。なお、受託者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

(1) 委託業務の実施内容等をまとめた報告書

(2) 作成物及び報告書のデータをまとめた電子データ

5 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。やむを得ず第三者が権利を有する写真、動画等を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないように配慮すること。
- (4) 上記(1)から(3)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (5) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

6 実施計画

提案された企画に基づき業務を実施していくが、詳細な業務の計画や計画変更については、委託者と調整の上、実施すること。

7 追加提案

本仕様書に定めのない内容であっても、委託金額の範囲内において、事業の目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

8 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。